



令和2年度 渡嘉敷村立とかしき保育所 児童募集案内

**★4月1日入所希望の方の申請期限は
令和2年1月31日（金）までです。**

◎保育所への入所

保育所は、保護者が**仕事もしくは病気等**により、家庭で児童を十分保育することができない場合に、保護者に代わって保育を行うための児童福祉施設です。

したがって、すべての児童が対象ではありませんので、下記事項を確認されたうえでお申込みください。

※集団生活に慣れさせるためといった理由は、入所の対象となりません。

◎入所対象児童

・渡嘉敷村に住所(実際に住んでいること)があり、1歳に達した日の翌月から、幼稚園入園前までの『保育を必要とする児童』です。

◎入所定員数

・2歳児クラス…6名　・1歳児クラス…6名　・0歳児クラス…3名

※申込みに際しては、保育所の定員関係により入所出来ない場合もございますので、予めご了承ください。

◎保育を必要とする理由

児童の保護者及びその同居者において、次の(1)～(8)までのいずれかの理由の為、その児童の保育を必要とする場合。

- (1) 就労 … 就労(居宅外労働、居宅内労働)を常態としている
※月64時間以上就労していること
- (2) 妊娠・出産 … 妊娠中(産前8週)又は産後8週まで入所対象
- (3) 病気・障がい … 長期にわたり病気、負傷、心身に障がいがあること
- (4) 介護 … 病気または障がいのある同居親族を常に介護していること
- (5) 災害 … 震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっていること
- (6) 求職 … 求職活動(起業準備中を含む)を継続的に行っていること
※入所期間は1ヵ月以内
- (7) 就学等 … 大学・専門学校・訓練学校等に通っている(通信教育は除く)
- (8) その他 … 村長が、上記の事情に類する状態にあると認めた場合

◎提出書類

- ① 「教育・保育給付認定申請書兼 施設利用申込書(児童台帳)」
 - ② 児童の「健康診断書」**※新規申請児童のみ**
 - ③ 父母及び同居祖父母(60歳未満)の状況を証明するもの「勤務証明書」「自営業申立書」
 - ④ 就職活動中の方や、契約職員で更新が決まっていない方は「就職活動状況報告書」
 - ⑤ 妊娠中(産前8週)または出産後8週までの方「母子手帳の写し」
 - ⑥ 令和元年1月1日に渡嘉敷村に住所がない方は、前住所から「平成31年度所得課税証明書(全項目記載)」
 - ⑦ 同意書
 - ⑧ アレルギー対応等の特別な配慮・対応が必要な家庭はその根拠資料(診断書等)
- ※書類の不足がなく、不備も無く受付した日が申込み日となりますのでご注意ください。**

◎提出書類の明細

保護者の状況	証 明 書 類
①勤務の方 ※勤務証明書の有効期間は3ヶ月です。	「勤務証明書」→ 事業所印は必ず会社印を捺印して下さい。 <ul style="list-style-type: none"> •自営業の方でも、株式会社、有限会社、合資会社の場合は「勤務証明書」です。 •親族が経営している会社の、自営業協力者は「自営業申立書」になります。 ※父母のどちらかが島外に居住、勤務していても提出の対象となりますので、ご両親分それぞれご準備ください。
②自営業、内職の方 ※自営業申立書の有効期間は3ヶ月です。	「自営業申立書」 <ul style="list-style-type: none"> •添付書類として、確定申告書一式の写しを提出して下さい。上記とは別に勤務時間や日数を証明できるものを提出して下さい。(例)タイムカードの写し、給与明細、出勤簿の写し 等 •親族が経営している民宿等で勤務している場合は、「自営業申立書」になります。
③産前・産後それぞれ2ヶ月以内の方	「母子手帳の写し」等 ※産前であれば出産予定日、産後であれば出産日をそれぞれの基準日とします。
④保護者が病気、若しくは児童に特別な対応が必要な場合	「診断書」※病気、負傷の場合 「アレルギー等の特別な対応が必要と判断出来る診断書等」 ※診断書の有効期間は6ヶ月です。
⑤看護・介護にあたる場合	「診断書」「介護保険被保険者証の写し」 ※介護認定を受けている方のみ ※診断書の有効期間は6ヶ月です。
⑥心身に障害がある場合 (保護者・同居者)	「診断書」 「身体障害者手帳」「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」 上記いずれかの写し ※診断書の有効期間は6ヶ月です。
⑦就学中の方	「在学証明書」 ※在学証明書の有効期間は6ヶ月です。
⑧・就職活動中の方 <ul style="list-style-type: none"> •契約職員で契約の更新が決まってない方 	「求職活動報告書」 内定後は早急に「勤務証明書」を提出すること ※保育開始後、1ヶ月以内に上記の書類が提出出来ない場合は、退所措置となります。

※同時に2名以上の申込みをする場合は、上記の書類は1部ずつの提出でかまいません。

※入所後に保育に欠ける基準に該当しなくなった場合には、保育所における保育を解除いたします。

**申請書やお問い合わせに関しては
村役場 民生課までご連絡下さい。**

※村役場 民生課 福祉係(大城)まで
 ※TEL:098-987-2322

◎ 保育利用時間

【両親ともに就労時間が月140時間以上の場合】

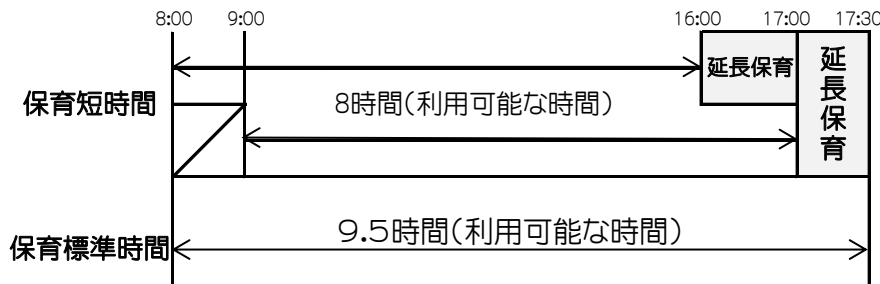
保育標準時間 …… 保育所の開所時間から通常保育終了時間以内（9.5時間保育）

【両親の両方又は片方の就労時間が月64時間以上140時間未満の場合】

保育短時間 …… 8時～17時30分内で最長8時間 **※求職活動申請の方も含む**

- ※ 保育短時間を利用する場合、8:30～16:30の保育実施へご協力をお願いします。
- ※ 保育短時間を利用する場合、8時間を過ぎますと**別途延長保育利用料がかかります。**
- ※ 保育短時間の場合は、園児を保護者へ引き渡した時に、双方で時間の確認をします。

★利用時間のイメージ★



※ パートタイム(6時間勤務)勤務の方は、保育短時間へのご協力をお願いします。

◎ 保育料

- ① 保育料は、入所する児童の父母の市町村民税所得割課税額の合算額により決定します。
※確定申告がされてなく課税状況が確認できない場合には、一番高い階層の保育料となりますのでご注意ください。
 - ② 保育利用時間(保育標準時間、保育短時間)の別で保育料が設定されます。
 - ③ **保育料の切り替え**
・市町村民税の決定が6月になっていることから、4月～8月は前年度分の市町村民税額、9月～3月は当年度分の市町村民税額により保育料の算定を行います。
☆ 保育料の算定方法(切り替え時期) ☆
- | | | | | | | | | | | | |
|----------------|----|----|----|----|----------------|-----|-----|-----|----|----|----|
| 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
| 前年度分の市町村民税額で算定 | | | | | 当年度分の市町村民税額で算定 | | | | | | |
- ④ 保育料の納付は、原則ゆうちょ銀行の口座振替となります。
・毎月10日引き落としの、前納制です(土、日、祝日の場合は、翌営業日)
・新規の方は、ゆうちょ銀行での振り替え手続きをお願いします。

令和2年度 保育料

階層区分	定義	保育料(月額)(円)	
		保育標準時間	保育短時間
A	生活保護世帯	0 (0)	0 (0)
B	B1 A階層を除き、市町 村民税非課税世帯	0 (0)	0 (0)
	B2 B1に該当する世帯以外の世帯	0 (0)	0 (0)

C1	A階層を除き、当該年度分の市町村民税課税世帯のうち、所得割の課税世帯であって、調整後所得割課税が次の区分に該当するもの	48,600円未満	14,000 (7,000)	13,000 (6,500)
C2		48,600円以上97,000円未満	23,500 (11,750)	22,500 (11,250)
C3		97,000円以上169,000円未満	33,500 (16,750)	32,500 (16,250)
C4		169,000円以上301,000円未満	37,500 (18,750)	36,500 (18,250)
C5		301,000円以上397,000円未満	41,000 (20,500)	40,000 (20,000)
C6		397,000円以上	44,500 (22,250)	43,500 (21,750)

【延長保育利用料】1時間200円 ※保育短時間のみ

※別途、クラス費を保育所で徴収します。

※同一世帯の就学前児童が2人以上保育所や幼稚園に入所している場合、1人目の児童は全額(基本額)、2人目の児童は半額、3人目以降の児童は無料となります。

・基本的に就学前児から数えて第1子判定されますが、所得割が57,700円未満の世帯については、年齢制限なく判定されます。

※月の途中で入所した場合は、その月の日数により日割り計算とします。

月途中での退所の場合は返還できませんので、必ず前月中に退所届を提出して下さい。

◎給食について

年齢や栄養のバランスを考慮して作成された献立に基づいた完全給食を行います。通常食とアレルギー食(5品目の除去対応食)の二種類で対応しております。

※ただし、年度の途中(月の途中で)に入所となる幼児においては、食材発注等の関係上一定期間給食の提供が出来ず、お弁当対応をお願いすることもありますのでご協力をお願いします。

※5品目とは？ → (卵、甲殻類、乳、ソバ、ナッツ類)のことを指しております。

◎申込みから入所決定まで

①役場窓口で必要書類を受付後、提出書類を元に審査を行い、入所を決定します。

②決定後、「保育所入所承諾書」が自宅に郵送されます。

③通知を確認後、保育所からオリエンテーションに関する連絡があります。(日程を確認して下さい)
※オリエンテーションへ参加の際には、承諾通知に同封の調査票も持参下さい。

④郵便局で保育料の自動振替手続きを行って下さい。(郵便局窓口へ)

◎申請書類提出期限について

★令和2年4月1日(新年度)から入所を希望する場合。

・申込み締め切り日は**令和2年1月31日**となります。

※入所の判定結果については、2月中旬までに決定し発送を予定しております。

★令和2年5月1日以降の入所にかかる申込み期間について。

※令和2年度より、保育所の入所日を今までの「申込み日から60日後」ではなく、**毎月1日(お休みの場合は翌営業日)**とします。

・申込み期間の例は以下となります。

入所日	申込受付期間	審査日程	通知発送
5月1日	2/1~2/28	3月初旬	3月中旬
8月1日	5/1~5/31	6月初旬	6月中旬
11月1日	8/1~8/31	9月初旬	9月中旬
2月1日	11/1~11/30	12月初旬	12月中旬

※書類不足や不備が無い状態で期間内に到着した分が審査の対象となりますので提出前に十分ご確認の上、早めの提出をお願いします。

【注意事項】

- ① 申請内容や添付書類等に虚偽がある場合は、入所を取り消すことがあります。
- ② 入所決定は、書類審査や家庭状況の調査等(実態調査等を含む)により決定し、後日通知します。
- ③ 保育所入所後に電話・訪問等による就労調査を個別で行う事もありますのでご了承下さい。
- ④ 保護者の勤務先の変更・退職など入園時と家庭の状況が変わった場合は、速やかに民生課までご連絡下さい。
- ⑤ 年度途中において、勤務現況の確認のために『勤務証明書』等の各種書類の再提出をお願いすることがあります。その際は、速やかに提出のご協力をお願いいたします。

【前年度からの変更点 まとめ】

- ① 自営業申立書にて勤務証明をされる方について：
令和元年度までは、自営業申立書のみで受け付けていましたが、令和2年度より必要書類が増えますので、あらかじめご準備ください。
- ② 保育短時間で入所となるご家庭の利用時間について：
保育士の配置人数や給食の提供時間の関係で、利用時間を8:30～16:30でのご協力をお願いいたします。勤務時間の関係等で預かり開始時間を遅くする必要がある方に関しては別途ご相談をお願いします。
- ③ 児童の入所日について：
令和元年度までは、申込み日の60日後(最短)が入所日となっていました。スケジュールの明確化と申込みの公平性を保つために「入所日は毎月1日」とし、その審査期間も明確にしました。(詳しくは前ページの【申込書類提出期日について】を参照ください。
- ④ 提出書類の有効期限について：
申込書と共に出して頂く診断書や証明書について、明確な有効期限を明示していなかったため今回の募集要項から有効期間を明記しております。
- ⑤ 勤務実態の確認作業について：
令和2年度より、年度の途中で4月入所時に申請して頂いた勤務状況に変更がないかを個別に調査することを予定しております。調査の際は入所時と同じように勤務実態の分かる書類を出して頂くようお願いすることもありますので、ご協力を宜しくお願いいたします。